

# 15年戦争期の日本の医学犯罪を検証することは 日本の医学研究倫理にとってどのような意義をもつか

土屋 貴志（大阪市立大学大学院文学研究科）

## 人を対象とする研究の必要性

- 人を対象として（「実験台」として）研究を行わなければ、人の心身についての知識を獲得したり、人の病を癒し苦痛を和らげるための方法（治療法）を開発したりすることはできない
- 人以外の動物などを用いた実験・研究で得られた知識や効果は、あくまでも動物についての知識や効果であって、人についての知識や効果ではない

→人を対象とする科学・技術にとって人体実験（人を対象とする研究）は欠かせない。

「人体実験なんてとんでもない」は偽善  
\*「人を対象とする実習」も同様（→教育倫理）

## 医学の反倫理的構造

- 医療の目的：人の病を癒す、人の苦しみを和らげる
- しかし、その「善い」目的を果たすためには、人を「実験台」「実習台」にする（人を「道具」として扱う）という「悪い」方法を避けられない
- 医学の根底にはこの反倫理的構造がある
- この反倫理的構造に対処する医療倫理学の原理 = 「人を人として扱うべし」
- \*「人」とは何か？「人として扱う」ということはどういうことか？が倫理的課題になる

## 研究倫理は何のため？

- 消費者の保護
- 研究対象者（被験者）の保護**
- 実験動物の苦痛軽減
- 研究不正の防止
- 研究機関の危機管理
- 研究者自身の不利益回避

## 反人道的な臨床研究

被験者を「人として扱わなかった」典型例

- とくに「医学犯罪」= 医師によって、医学の名の下に行われた反人道的行為
  - ナチス・ドイツ：ニュルンベルク国際軍事裁判の継続裁判（米国が担当）の第一法廷「医師裁判」  
→**ニュルンベルク綱領**
  - 日本：石井機関（731部隊等）など（→**隠蔽**）
- 米国における問題事例  
→**インフォームド・コンセント**と**施設内委員会による研究審査**

## ナチス・ドイツの医学犯罪

- 強制収容所の被収容者などを被験者にして致死的研究を行う
- 低圧実験：戦闘機の操縦士が高空でどうなるかを調べるため被験者を気密室に入れ高度2万mに匹敵する低気圧にさらした
- 長時間冷却実験：低体温状態からの蘇生法を調べるため被験者を氷水に浸けたり冬の戸外に裸でさらしたりした
- 海水飲用実験：兵士が海水で生き延びる方法を探るために被験者を4群に分け、(1)全く水分を与えない、(2)通常の海水を飲ませる、(3)塩味を隠しただけの海水を飲ませる、(4)塩分を除去した海水を飲ませる、という条件を強いて実験し結果を比較
- 発疹チフス感染実験：ワクチンや治療薬開発のため
- 肝炎ウイルス研究：同上
- スルフォンアミド治療実験：被験者の足を切開いてガス瘻疽の病原体を単独または木くずやガラス片と共に擦り込んだ後に治療

- 骨の再生および移植実験：女性の被収容者から肋骨や肩胛骨などを摘出して再生するかどうか調べたり他者への移植を試みた
- 毒ガス実験：イペリット（マスタードガス）の治療法開発のため。毒ガスの液体を肌塗りに塗られただけでなく、細菌を患部に植え付けられた場合も
- ユダヤ人の頭蓋骨収集：写真を撮られ人体各部分を計測された後に毒ガスで殺害。死体はシュトゥットガルト帝国大学に送られて解剖され、さまざまな検査や臓器の計測が行われたあと、標本として保存された
- 障害者・患者の「安楽死」：ドイツ及び占領地各地で7万人以上の障害者・高齢者・末期患者・障害児などをガスや注射で殺害
- 断種実験：ロシア人・ポーランド人・ユダヤ人その他の人々を、本人に気づかれず安い費用で大勢断種できる簡便な方法を開発するため、アウシュヴィッツ、ラフェンスブリュックほかの強制収容所で数千人にX線照射や手術や薬剤投与を行う

## 米国における問題事例と対策

- 1963年：チンパンジー腎移植、ユダヤ人慢性疾患病院事件（生きた癌細胞を末期患者に注射した免疫研究）  
→被験者の**インフォームド・コンセント**と**同僚による相互審査**を連邦による研究助成の条件とする
- 1970年代初め：ウィローブルック肝炎研究（養護施設に入所する知的障害児を肝炎に感染させ研究）、タスキギー梅毒研究（約400人のアフリカ系米国人梅毒患者を41年間治療せずに自然経過を観察）  
→全米研究法（施設内審査委員会の設置を義務づけ、被験者保護全米諮問委員会→ベルモント報告〔人格の尊重：IC、善行：危険と利益の評価、正義：公平な被験者選択〕）

## ウィローブルック肝炎研究

- ニューヨーク大学S. クルグマンの研究チームが1956年～1971年、知的障害児施設「ウィローブルック州立学校」で入所者に肝炎ウイルスを人為的に感染させて研究。クルグマンは顧問医。施設の衛生状態劣悪、感染症や肝炎が蔓延。当時は肝炎ウイルスの実験室培養は不可能
- 成果：ガンマ・グロブリンの発症予防効果発見、A型とB型のウイルスを分離。ワクチン開発は失敗
- 750人から800人の知的障害児が感染。親は同意したが説明は曖昧で、後に同意が入所条件になる
- 事前に同僚に相談、教授会や審査委員会、米軍疫学委員会も研究を承認。成果は『米医師会雑誌』『ニューイングランド医学雑誌』等に随時公表。クルグマンは全米肝炎研究委員会委員長や『米医学雑誌』の編集委員などを歴任、ジョン・ラッセル賞、米内科医協会賞などを受賞、1983年にはラスカー賞を授与される

## ニュルンベルク綱領

- 医師裁判の**判決**は人体実験が満たすべき10の条件を示す
- (1)被験者の自発的な同意が絶対に欠かせない
  - (2)他の方法では得られない社会的成果がある
  - (3)自然経過と動物実験の知見に基づく
  - (4)不必要な身体的・心理的苦痛を避ける
  - (5)死や障害を引き起こすと事前に予測されるなら行わない
  - (6)危険の大きさが実験のもたらす利益を上回らない
  - (7)適切な準備と設備がある
  - (8)科学に熟達した実験者が行う
  - (9)被験者はいつでも自由に実験から離脱できる
  - (10) 傷害や障害や死が生じるとわかれれば即座に中止する

## 日本による医学犯罪

- 15年戦争期（1931～1945年）、日本の医師たちは主に海外で、総計何千あるいは何万ともいわれる人々を、実験の材料や手術の練習台にして殺害
- 「石井機関」（731部隊など）
  - 陸軍病院
  - 大学（九州帝国大学医学部など）
  - \*海軍も？

## 学術的に検証されている731部隊における反人道的研究の例の一部

- 流行性出血熱の病原体の決定（笠原ほか『日本病理学会誌』34(1-2): 3-5, 1944）：用いた「猿」とは人のこと
- 破傷風感染実験（池田ほか「破傷風毒素は芽胞接種時に於ケル『クロナキニン』ニ就テ」年月不詳〔復刻1991: 45-57〕）：被験者14人「死亡の直前」「死の直前」
- 被験者の50%を感染させる病原体最小量[MID50]の測定（Fell Report, 1947）
- 凍傷研究（吉村「凍傷ニ就テ」満洲医学会哈爾濱支部特別講演、1941年10月26日）

## 「石井機関」における医学犯罪

- 「石井機関」：石井四郎軍医中將（階級は終戦時）が組織した「関東軍防疫給水部（満洲第731部隊）」をはじめとする陸軍の軍事医学研究ネットワーク。中枢は陸軍軍医学校防疫研究室（東京・戸山）。生物兵器開発だけでなく、広範な医学研究を行う。
- （Cf. 『陸軍軍医学校防疫研究報告』）
- 疾患の解明（細菌学、生理学、衛生学など）
  - 治療法開発（ワクチン、手術法、止血・輸血、
  - 兵器開発（生物兵器、化学兵器、毒物）

## 石井機関——戦後の隠蔽

- 1945年8月8日ソ連の侵攻により石井機関は崩壊。陸軍は被験者を全員殺害、施設を破壊して証拠隠滅。隊員は日本に逃げ帰る
- GHQは生物兵器のデータを入手するため調査。人体実験の証拠を掴めぬまま戦犯免責を与える
- 1947年1月ソ連は石井たちの身柄引き渡しを要求、生物兵器データの入手を図り東京裁判での訴追を示唆。米国はソ連の要求を拒絶し、石井機関員を改めて尋問し人体実験のデータを得る。その引き換えに戦犯免責を確認
- 石井機関の医学者たちは戦後医学界の要職に就く  
→「**人体実験**」は日本の医学界のタブーになる

## 日本の医学犯罪の隠蔽とタブー化

- 15年戦争期に日本が731部隊などにおいて行った被験者の虐殺はナチスを上回るほどの規模に及ぶが、戦後その事実は隠蔽され、実行者の医学者たちは裁かれることなく医学界の重要な地位に就いた
- そして、再三の働きかけにもかかわらず大阪（2007）・東京（2011中止）・京都（2015）での医学会総会が取り上げなかったように、日本の医学界にとって15年戦争期に犯した医学犯罪は未だにタブーとなっている

## 日本の国と医学界の「不正」状態

- しかし、研究の実験台として数千・数万ともいわれる人々を虐殺した事実を認め、犠牲者に謝罪し、遺族に償いをしない限り、日本の国と医学界の「不正」な状態は決して消えない
- 被験者を虐殺した過去を放置し覆い隠したまま「被験者保護」を謳うのは茶番でしかない  
=このままでは、日本の国と医学界は医学研究倫理を語る資格など持たない

## 研究倫理への無理解

- これでは日本の医学者は、**研究倫理の主目的が被験者保護である**ことを、いつまでたっても理解できない
- 研究倫理は、単なる「学問の自由を縛る足かせ」か「研究助成を得たり海外の学術雑誌に投稿したりするための面倒くさい手続き」か「バイオ医学という国策を推進するための方便」としかみなされない

## 日本の医学犯罪を検証する意義

- 15年戦争期の日本の医学犯罪を検証することは、**犠牲者に「決して再びそのような虐殺を行わず、起こさない」と誓うため**に行われる  
（謝罪と誓いと償いは、害を与えてしまった**人**に対するものであって、**国**に対するものではない。したがって、被害国におもねる自虐ではありえない）
- それは、日本の国と医学界が「正しさ」を回復し、研究倫理の真の意義を理解するために、避けて通れない道